

高松市・塩江町合併協議会
第 9 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 6 年 4 月 2 1 日（水）

午前 1 0 時

場 所：高松市役所 1 3 階 大会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 1 1 号	高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程の一部改正 について-----	1
-----------	---------------------------------------	---

(協 議 事 項)

協議第 1 6 号	人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 4 号）について （第 8 回会議提案：継続協議）-----	8
協議第 1 7 号	生活保護事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について （第 8 回会議提案：継続協議）-----	9
協議第 1 8 号	上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について （第 8 回会議提案：継続協議）-----	1 1
協議第 1 9 号	下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について （第 8 回会議提案：継続協議）-----	1 4
協議第 2 0 号	財産の取扱い（協定項目第 5 号）について-----	1 7
協議第 2 1 号	条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について-----	2 0
協議第 2 2 号	児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について-----	2 3
協議第 2 3 号	病院事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について-----	2 6
協議第 2 4 号	その他の事業（美術館事業）(協定項目第 2 4 - 2 4 号) について-----	2 9

(そ の 他)

	「新しいまちづくりを考える住民懇談会」について-----	3 0
	市町村合併関係 3 法案の概要について-----	3 0
	高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について-----	3 0

報告第 1 1 号

高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について

高松市の組織機構の見直し等に伴い、平成 1 6 年 4 月 1 日付けで高松市・塩江町合併協議会幹事会部会規程の一部を次のとおり改正したので報告する。

平成 1 6 年 4 月 2 1 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

別表を別紙のとおり改める。

(別紙)

別表(第1条、第3条関係)

高松市・塩江町合併協議会幹事会部会

部 会 名	委 員	
	高 松 市	塩 江 町
総務部会	総務部長 総務部次長 秘書課長 秘書課国際交流室長 庶務課長 人事課長 情報システム課長 広聴広報課長	総務企画課長
企画財政部会	企画財政部長 企画財政部参事 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務企画課長 建設水道課長 税務調査課長 出納室長
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 女性センター館長	総務企画課長 住民課長
健康福祉部会	健康福祉部長 市民病院事務局長 健康福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長 市民病院事務局次長 健康福祉総務課長 介護保険課長 障害福祉課長 長寿社会対策課長 保護課長 母子児童課長 保健所保健総務課長 保健所生活衛生課長 保健所保健予防課長 保健所保健センター長 市民病院庶務課長 市民病院医事課長	住民課長 保健センター次長 塩江病院事務長

環境部会	環境部長 環境部参事 環境部次長 環境政策課長 環境政策課環境施設対策室長 環境保全課長 廃棄物指導課長 環境業務課長 環境業務課適正処理対策室長	総務企画課長 住民課長
産業部会	産業部長 産業部次長 競輪局長 中央卸売市場長 商工労政課長 観光課長 農林水産課長 土地改良課長 競輪局事業課長 中央卸売市場業務課長	産業観光課長 建設水道課長 税務調査課長
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課交通政策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	総務企画課長 産業観光課長 建設水道課長
土木部会	土木部長 土木部次長 監理課長 監理課技術検査室長 道路課長 交通安全対策課長 河港課長 建築課長 住宅課長 下水道管理課長 下水道施設課長 下水道建設課長	総務企画課長 建設水道課長
消防部会	消防局長 消防局次長 総務課長 予防課長 消防防災課長 情報指令課長	総務企画課長

水道部会	水道局次長 経営企画課長 財務管理課長 お客さまセンター所長 水道整備課長 浄水課長	建設水道課長
教育部会	教育部長 教育部次長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	教育次長
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育次長
監査部会	監査事務局長 監査事務局監査課長	総務企画課長 議会事務局長
公平部会	公平委員会事務局長	総務企画課長
選挙部会	選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会選挙課長	総務企画課長
農業委員会部会	農業委員会事務局長 農業委員会事務局主幹	産業観光課長
議会部会	市議会事務局長 市議会事務局次長 総務調査課長 議事課長	議会事務局長

(参考 / 新旧对照表)

凡例：変更委員 _____

1 企画財政部会

旧		
部 会 名	高 松 市	塩 江 町
企画財政部会	企画財政部長 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務企画課長 建設水道課長 税務調査課長 出納室長

新		
部 会 名	高 松 市	塩 江 町
企画財政部会	企画財政部長 <u>企画財政部参事</u> 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	総務企画課長 建設水道課長 税務調査課長 出納室長

2 市民部会

旧		
部 会 名	高 松 市	塩 江 町
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 <u>市民生活課ボランティア・ 市民活動室長</u> 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 <u>市民会館管理事務局長</u> 女性センター館長	総務企画課長 住民課長

新		
部 会 名	高 松 市	塩 江 町
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 女性センター館長	総務企画課長 住民課長

3 環境部会

旧		
部 会 名	高 松 市	塩 江 町
環境部会	環境部長 環境部次長 <u>環境総務課長</u> <u>環境総務課産業廃棄物対 策室長</u> <u>環境総務課新清掃工場整 備室長</u> 環境保全課長 <u>リサイクル推進課長</u> <u>リサイクル推進課適正処 理対策室長</u> <u>クリーン事業課長</u>	総務企画課長 住民課長

新		
部 会 名	高 松 市	塩 江 町
環境部会	環境部長 <u>環境部参事</u> 環境部次長 <u>環境政策課長</u> <u>環境政策課環境施設対策室長</u> 環境保全課長 <u>廃棄物指導課長</u> <u>環境業務課長</u> <u>環境業務課適正処理対策室長</u>	総務企画課長 住民課長

4 都市開発部会

旧		
部会名	高松市	塩江町
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課高速交通対策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	総務企画課長 産業観光課長 建設水道課長

新		
部会名	高松市	塩江町
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課交通政策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	総務企画課長 産業観光課長 建設水道課長

5 文化部会

旧		
部会名	高松市	塩江町
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 文化芸術ホール整備課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育次長

新		
部会名	高松市	塩江町
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育次長

協議第16号（第8回会議提案：継続協議）

人権啓発事業（協定項目第24-4号）について

人権啓発事業(協定項目第24-4号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年2月12日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-4号	人権啓発事業
人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。		

平成16年4月21日 確認

協議第17号（第8回会議提案：継続協議）

生活保護事業（協定項目第24-8号）について

生活保護事業（協定項目第24-8号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年2月12日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-8号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成16年4月21日 確認

(資料)

生活保護事業（協定項目第24-8号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「生活保護事業」が協議された市 7市

新潟市

生活保護世帯については、黒埼町支給分は新潟市の制度を、黒埼町社会福祉協議会支給分は新潟市社会福祉協議会の制度を適用する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、生活保護事業について確認した市 1市

鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第18号（第8回会議提案：継続協議）

上水道事業（協定項目第24-18号）について

上水道事業（協定項目第24-18号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年2月12日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-18号	上水道事業
<p>塩江町の簡易水道事業は、高松市の簡易水道事業として引き継ぐものとする。</p> <p>水道料金、給水装置新設等負担金、手数料その他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。</p>		

平成16年4月21日 確認

(資料)

上水道事業(協定項目第24-18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「上水道事業」が協議された市 9市

潮来市

水道料金・加入金・分担金については、合併年度は現行どおりとし、翌年度以降、3年を目途に計画的に調整するものとする。

大船渡市

三陸町が経営する簡易水道事業は、大船渡市に引き継ぐものとする。

(1) 水道事業負担金等の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。

(2) 水道使用料等の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとし、手数料については、大船渡市の基準に統一する。

つくば市

筑南水道企業団が実施している上水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

福山市の制度に統一する。ただし、新市町の水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から3か年緩和措置を講じる。

廿日市市

(1) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業は、廿日市市に引き継ぐものとする。なお、上水道事業と簡易水道事業は別会計の取扱いとする。

(2) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業特別会計は、合併時に統合する。

(3) 簡易水道の水道料金については、合併後5年以内に段階的に統一する。

(4) 簡易水道の量水器使用料及び施設整備納付金については、合併後3年以内に統一する。

新居浜市

1 別子山村の水道事業については、当面現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によっては簡易水道事業等への取り組みを検討する。

2 別子山村の水道料金については、当面現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。

3 別子山村の水道料金の徴収については、当面現行どおりとする。ただし、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

上水道事業（協定項目第24-18号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、上水道事業について確認した市 5市

岐阜市

- (1) 水道事業は、一つの公営企業として運営するものとする。羽島市の簡易水道事業については、当面現行のとおりとする。
- (2) 水道料金、給水装置新設加入金及び配水管工事負担金については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。

奈良市

- 1 月ヶ瀬村及び都祁村の簡易水道事業は、奈良市に引き継ぐものとする。ただし、2村の簡易水道事業は、奈良市の上水道事業会計とは別会計による取り扱いとする。
- 2 水道料金及び施設分担金等については、当分の間、現状のままとする。

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の簡易水道事業は、高知市水道局に引き継ぐものとする。
- 2 鏡村及び土佐山村の簡易水道事業特別会計は、地方公営企業法に適合するよう整え、合併時に高知市の水道事業会計に統合する。
- 3 鏡村及び土佐山村の簡易水道の水道料金は、合併時に高知市の料金に統一するが、平成20年度まで緩和措置を講じる。
ただし、鏡村簡易水道事業の給水区域のうち、鏡ダム建設事業に伴う公共補償に係る無償地区の取扱いについては、現行のとおりとする。
- 4 鏡村及び土佐山村の簡易水道施設の維持管理は、高知市水道局の管理方法を基本に行うものとする。

鹿児島市

- 1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とする。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併が行われた日の属する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。
- 2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 喜入町で運営している工業用水道事業については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第19号（第8回会議提案：継続協議）

下水道事業（協定項目第24-19号）について

下水道事業（協定項目第24-19号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年2月12日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-19号	下水道事業
<p>塩江町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐものとする。</p> <p>下水道使用料、受益者負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>また、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで、現行のとおり継続するものとする。</p>		

平成16年4月21日 確認

(資料)

下水道事業(協定項目第24-19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「下水道事業」が協議された市 8市

潮来市

合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

大船渡市

- (1) 漁業集落排水処理施設に係る使用料及び分担金の取扱い使用料及び分担金は、現行のとおりとし、大船渡市の漁業集落排水処理施設共用開始前に統一の方向で調整を図る。
- (2) 排水設備工事指定店指定手数料の取扱いについては、大船渡市の例による。

つくば市

荃崎町及び筑南地方広域行政事務組合が実施している下水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。ただし、受益者負担金、徴収方法等については、合併後速やかに調整する。

廿日市市

- (1) 下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。
- (2) 受益者負担金、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとする。
- (3) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金は、廿日市市の例による。

呉市

- (1) 下蒲刈町の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は、現行のとおり呉市に引き継ぐ。
- (2) 使用者加入金は現行のとおりとする。また、使用料については、下蒲刈町の整備計画及び事業進ちょく状況、財政計画等を総合的に判断し、合併時に呉市の料金体系に準ずるよう調整を図っていくものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

下水道事業（協定項目第24-19号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、下水道事業について確認した市 4市

岐阜市

- （1）水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。羽島市の簡易水道事業については、当面現行のとおりとするものとする。
- （2）下水道使用料については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。
- （3）下水道の建設費用に充てるため徴収する受益者負担については、現行単価とする。また、笠松町については、未整備区域にかかる受益者負担金相当額について、全ての受益者に対し賦課するものとする。

長崎市

下水道事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、住民負担の激変緩和を図るため、下水道使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、不均一料金とするものとする。

鹿児島市

- 1 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第20号

財産の取扱い（協定項目第5号）について

財産の取扱い（協定項目第5号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年4月21日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第5号	財産の取扱い
<p>塩江町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

財産の取扱い(協定項目第5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「財産の取扱い」が協議された市 10市

新潟市

黒埼町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の財産は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

大船渡市

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。ふるさと創生基金の使途については、三陸町の意味を尊重する。

つくば市

荊崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

内海町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

廿日市

佐伯町及び吉和村の所有する財産については、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。

新居浜市

別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

新発田市

豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて合併後の新発田市(以下「新市」という。)に引き継ぐ。なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

財産の取扱い（協定項目第5号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、財産の取扱いについて確認した市 9市

秋田市

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。
河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。
また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

岐阜市

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。

堺市

美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

福山市

沼隈町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町及び外海町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて長崎市に引き継ぐものとする。

鹿児島市

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第 2 1 号

条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 4 月 2 1 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 4 号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「条例・規則等の取扱い」が協議された市 7市

潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- (1) 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- (1) 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

野田市

両市町にほぼ同様の条例があるので、野田市の制度を適用します。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、条例、規則等の取扱いについて確認した市 9市

秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

富山市

条例及び規則等の取扱いについては、各協議項目の協議結果を踏まえ、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行させるもの

浜松市

条例、規則等については、合併協議会の協議結果に基づき、浜松市の条例、規則等に所要の改正を加え、又は新たに制定するものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。

ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第 2 2 号

児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について

児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 4 月 2 1 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 9 号	児童福祉事業
<p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度の翌年度から 5 年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。</p> <p>乳幼児医療費助成制度については、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

児童福祉事業(協定項目第24-9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「児童福祉事業」が協議された市 8市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

新居浜市

別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。

新発田市

ア 保育料については、平成15年度は、両市町それぞれの保育料を適用し、平成16年度から新発田市の階層区分に統一する。ただし、経過措置として、増額となる階層については、平成16年度から17年度にかけて階層間の増額差額を、2分の1ずつ段階的に引き上げる。

なお、同一世帯から2人以上入園している場合の減額措置については、3人目以降の料金を、平成16年度から無料とする。

イ 延長保育については、合併時、新制度を適用する。利用料については、豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

ウ 一時保育については、新発田市の制度を適用する。ただし、利用料については豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

エ 保育園通園バス支援事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとし、合併後、新市で調整する。

オ 豊浦町の母子手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

カ 第3子以降誕生奨励事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の児童扶養手当制度の適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

児童福祉事業（協定項目第24-9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、児童福祉事業の取扱いについて確認した市 6市

鹿児島市

- 1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 放課後児童健全育成事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 誕生祝金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。
- 4 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。
- 5 入学祝品支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度の翌年度に子が小学校に入学する者については現行どおりとする。
- 6 保育園児通園バス補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。

高知市

- (1) 鏡村及び土佐山村のへき地保育所等の取扱いは、対象となる児童、基本保育料及び給食費を除き、平成16年度は現行のとおりとし平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
 - (ア) 対象となる児童は、鏡村は現行のとおりとし、土佐山村は乳児から就学前の児童とする。ただし、3歳未満の児童の入所については、原則として児童福祉法にいう保育に欠ける児童とする。
 - (イ) 鏡村の小規模保育所の基本保育料は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から「高知市保育の実施に関する条例施行規則別表保育料徴収基準表」に定める、「住民税が均等割の額のみ世帯」の項を適用するものとする。
土佐山村の幼稚園を保育所に一元化した場合の基本保育料は、平成16年度は合併の前日までの基本保育料を引き継ぎ、平成17年度から3歳未満の児童は上記の鏡村の取扱いと同様とし、3歳以上の児童は高知市の基本保育料に統一するものとする。
 - (ウ) 鏡村の給食費は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から新たに定めるものとする。
土佐山村の給食費は、平成16年度は合併の前日までの制度を引き継ぎ、平成17年度から新たに定めるものとする。
- (2) 乳幼児医療費助成事業は、高知市の制度に統一するものとする。ただし、合併の前日までに、土佐山村の助成対象となっている者は、4歳到達月まで対象とする。
- (3) 鏡村の出産祝金制度は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から廃止するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第 2 3 号

病院事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について

病院事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 4 月 2 1 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 2 号	病院事業
塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

病院事業（協定項目第24-12号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「病院事業」が協議された市 3市

大船渡市

国民健康保険（直営）診療所は、現行のとおりとする。

呉市

公立下蒲刈病院については、呉市が引き継ぐものとする。

新居浜市

別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

病院事業の取扱い（協定項目第24-12号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市12市のうち、病院事業の取扱いについて確認した市 2市

高知市

土佐山村の診療所は、当分の間現行のとおり引き継ぐものとし、合併後に運営及び業務の見直しをするものとする。

長崎市

病院・診療所は、現行どおりとする。

ただし、国民健康保険野母崎町立病院については、地方公営企業法の全部適用の方向で検討する。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市・松山市

協議第 2 4 号

その他の事業（美術館事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

その他の事業（美術館事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 4 月 2 1 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 4 号	その他の事業（美術館事業）
<p>塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町立美術館の運営については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、減免対象者、ホール使用料の割増等の規定並びに美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

4 その他

(1) 「新しいまちづくりを考える住民懇談会」について
別紙 1 のとおり

(2) 市町村合併関係 3 法案の概要について
別紙 2 のとおり

(3) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について
ア 第 10 回会議

(ア) 日時 平成 16 年 5 月 31 日 (月) 午後 1 時 30 分

(イ) 場所 塩江町役場 2 階 大会議室

(別紙1)

「新しいまちづくりを考える住民懇談会」について

1 目的

今後の合併協議や塩江町地域の将来ビジョンを示すマスタープランとなる「建設計画」に反映させるため、住民相互で意見交換をする中で、現在の塩江町地域の課題や問題点を明らかにするとともに、合併により「どのようなまちになればよいか」などをハード・ソフト両面から議論し、塩江町地域の将来像を描いていくために開催した。

2 開催日時等

	開催日時	場所	参加者数
1回目	平成16年2月28日(土) 14:00~17:00	塩江町役場大会議室	7人
2回目	平成16年2月29日(日) 9:00~12:00	自然休養村センター	13人
3回目	平成16年2月29日(日) 14:00~17:00	国民年金保養センター 「かがわ」	9人

3 主な意見等

区分	意見等
塩江町の役割	塩江町は、高松市の中の保養・レクリエーション地域として、その役割を担っていくべきである。
	「塩江町」の活性化から「高松市の塩江地域」の活性化へと、より広域的な視点からのまちづくりが求められる。
	「塩江がある高松市」となるよう合併後も塩江の個性を出していくべきである。
議会	住民の意見を反映させるために、議員数や選挙区など、検討が必要である。
	議員については、東かがわ市のように在任特例を適用するまでもないが、塩江町地域の意見を反映させるためには、議員は、最低2名は必要である。
役場所	行政拠点が遠くなる。
	住民の声が届きにくくなるのではないかな。
	支所でどこまで対応できるのか、(合併後の支所機能を)早く明らかにしてほしい。
	現在の支所は、住民票や印鑑登録、年金の受け取りなど、特に徒歩中心の地域の高齢者の生活になくてはならない機能を有している。合併後、これら機能がどうなるのか、遠くなった場合のバスなどの「足」の確保はどうなるのかなど不安である。
	現在の支所では、簡易郵便局があり、金融機能を担っているが、合併後は金融関係やその他手続関係がどうなるのか不安である。
	現在の支所を「支所機能+郵便局+売店、交流スペース」と多機能化し、地元で運営するなど、残す道も検討すべきではないかな。

区 分	意 見 等
行 政 サ-ビス	合併後の公共サービス(ex.病院、公共交通機関、救急・防災体制、公共施設等)がどのように変わるのか。
	役場の支所化、学校の統廃合、公共交通網の変更など、公共サービスが低下するのではないか。
	塩江町の手厚い行政サービスを合併後も受けられるのか。塩江町の福祉行政を継続し、特に高齢者や障害者への介護を含めた福祉サービスが後退しない配慮が欲しい。
	高松市中心部と塩江町(特に山間部)で格差のない均衡ある行政サービスが実施されるべきである。
	介護に関して、高松市は民間の登録ヘルパーで対応しているが、塩江町は人が点在し効率が悪いことから行政が支援する専任ヘルパーで対応せざるを得ない状況である。合併後は特別な制度や条件の工夫により調整が必要である。
	水不足の際、山間部(特に高地)居住者への給水対策はどうなるのか。
	救急医療体制の充実してほしい。特に高齢化が顕著な山間部の救急医療(救急車など)はどうなるのか。
	山間部であるため、役場がなくなると、特に災害など危機管理面で不安がある。
教 育 文 化	高松市と塩江町の教育に違いはあるのか。教育はどう変わるのか。
	学校が統廃合された場合、通学距離が長くなる。
	学校の統廃合により地域から学校や子供が消えてしまうことは、地域の活力低下につながる。どうにか残して欲しい。
	子育て支援(児童館のような仕組み)
	地域の高齢者を「学童保育」に活用し、その場として、空き教室や空き施設を利用できないか。
	高松市内や都会の子供を受け入れる「山村留学」的な発想で小学校を残すことが必要ではないか。豊かな自然環境を活かし、自然に親しむ教育ができる“学びの里”として、そのポテンシャルを活かしていけないか。
	塩江美術館と高松市美術館で、連携・協力したイベントを開催するなど塩江美術館を活用できないか。
生 活	合併後、仕事や収入面でどのような変化が出てくるのか。特に町を相手に仕事をしている事業者は、不安である。
	高齢になると車の運転も不安であるので公共交通の確保が重要である。
	特に、高齢者の多い山間部の公共交通の確保が求められている。
	公共交通機関を充実させるために、コミュニティバスとスクールバスの混乗化等の対策やタクシー営業に関する特例措置を検討すべきではないか。
	町内のタクシー会社が廃業し、ますます不便になっている。
	森林を活かした交流は良いことだが、人が山に入ること、山火事などが起きることを危惧している。

区 分	意 見 等
観 光 (温泉)	温泉を活用した「特区」を考えられないか。
	森林浴と温泉を組み合わせ、「森林・健康・保養」で塩江町をPRできないか。
	温泉を市民の「保養・休養の場」、「ふれあいの場」として活用できないか。また、滞在型の温泉を目指すことが重要である。
	滞在型の温泉地をめざし、飲食や土産物等の工夫が必要であり、また、温泉の特色を出すためにも医療や自然との組み合わせを考えていくべきである。
	高松市の塩江温泉として、全国的に情報発信すべきではないか。合併して大きな自治体となれば、全国展開も可能となり、松山市の道後温泉にも対抗できるのではないか。
	眠っている資源（千本桜、ガソリン道など）を発掘、活用し、それらの資源と温泉郷のネットワーク化を図り、歩くための空間づくり、温泉街の雰囲気づくりに取り組んではどうか。
	「温泉郷の中を歩く」ことも温泉の魅力である。歩ける空間づくりが必要である。
	塩江町に自生しているものを特産品に開発するなどキラリと光る特産品づくりの工夫が必要だ。キーワードとして「安心・安全」「健康」「薬効」の3つが挙げられる。
	保養・健康施設を充実させ、「温泉のまち」として地域の活性化を図るべきではないか。
	癒しブームに便乗し、塩江町へくつろぎに来る観光客を増やす。
	温泉施設においても、「ほたると文化の里」の宣伝をしたら効果があるのではないか。
産 業	産業は衰退し、農林業は後継者不足に悩んでいる。
	豊かな森林を活用していない（PR不足）
	林業に携わる人の確保が必要である。
	炭の利活用により、林業に新しい展開を見出せないか。
	道の駅産直のスペース拡大を求める声があるが、一方、冬場の商品数が少ないなどの問題もある。採算性を第一に考えた対策が必要だ。
	若者が働ける場所を増やしていけたら、少子高齢化も改善される。
施 設	「ほたると文化の里」の塩江美術館を活用しようにも、町外から訪れる人には、場所（アクセス）がわかりづらい。
	「ほたると文化の里」は、交通の便が悪い。いかに人を呼ぶか苦労している。
	「ほたると文化の里」のグラウンドは設備が充実していない（公認の施設でない）ため、大学等のスポーツ合宿など多様なニーズに応えることが難しい。
	塩江美術館を個展の開催など芸術の拠点とできないか。そのためには、美術館前に橋を架け、あわせて駐車場も整備すべきである。アクセスがよくなり、集客力が高まる。

区 分	意 見 等
施 設	塩江町の歴史を残していくためにも、「歴史資料館」の設置を検討してはどうか。
	道の駅の駐車場が狭い。
	旅館等の宿泊施設やネームバリューはあるものの、コンベンション誘致ができるような大きな会議室がない。
	公共施設の利用（予約、利用時間等）に関し、合併後どうなるのか心配である。
	公共施設（住民のコミュニケーションを図る場（公民館等）、高齢者が福祉の恩恵を受けられる場（福祉センター等））の整備が遅れている。
	高松空港から10分の温泉地であることを活かし、全国大会も可能なコンベンションホールを整備できないか。
	道の駅の駐車場を整備する必要がある。
	温泉を活かした老人健康施設を検討してはどうか
	ゴミ処理場の廃熱や電気を地元に戻元するために、廃熱を利用した観光農園（イチゴ栽培）などはできないか。
	高松の奥座敷として休日に家族が一日ゆっくりできる場所、エコホテル近辺が春に花見・プール・温泉その上動物園でもできれば最高です。
	町営住宅が増えていることは、よいことです。
コミュ ニティ	住民が集まり、塩江地域のまちづくりを考える機会や場、組織が必要である。
	合併は、自治組織やまちづくり会社を起ちあげ、各界、各層のリーダーや住民の知恵とお金とエネルギーを集め、まちおこしに取り組んでいく契機である。
	住民が地域づくりに参加し、地元が動くことがまず重要だ。
	高松市民や大学生を巻き込み、地域づくりを考える担い手を増やしていく必要がある
	学校を始め、今ある施設を活用した地域の活性化方策も求められている。
	リーダー等人材育成が鍵となる。
	公共施設を利用して、住民の交流の場を創出できないか。
	川や森をフィールドにした高松市民等との交流活動ができないか（ex.間伐材の活用、森林の枝打ちなど林内整備へのボランティア支援、町の炭焼き名人の登用（炭焼き体験学習など）、炭による川の浄化）
	廃校などの空き施設をグループホームに活用できないか。
	山林や雑木林を体験・交流の舞台に活用できないか。（ex.森林浴、体験農園、木工教室、山菜採りなど）
自 然	森林が荒れている。民有林の管理を委託できる組織がないか。
	高知県のように森林環境税を導入し、その税金を山林の保全や観光振興に充てることができないか。

区分	意見等
その他	水源地であり、ゴミ処理場がある塩江町を高く評価してくれる高松市であれば、逆に、塩江町のことを考えてほしい。
	高松市民に一度でも塩江町に来てほしい。塩江町のことを知ってほしい。
	塩江町で実施している「定住促進事業」を継続すべきである。(人口流出の不安)
	塩江町が実施した「新市建設計画の住民アンケート調査」を参考にしてもらいたい。
	地域的な不便が不利にならないようにありたい。

4 協議会・市町への要望等

区分	内容
情報提供	高松市の行政サービスの現状についての情報が入ってこない。
	特例債についてなど財源に関する情報開示が足りない。
	合併後の税負担について、具体的に教えてほしい。
	他の合併協議会の動きが見えてこない。
要望	小・中・高校生など若い人にも、合併に関して説明をし、意見を聴くべきである
その他	合併に関して住民が無関心である。

5 懇談会の感想

開催するのが遅かった。
このような少人数での意見を合併後も聞いて欲しいと思います。
塩江町住民の関心が薄い。
建設的だったかどうか。
もっと知恵を出し合って自治体でがんばって、住みよい地域にしていきたい。
参加者の意見を十分に反映してください。
広い立場で意見交換ができ、理解が深められた。

(別紙 2)

市町村合併関係 3 法案の概要について

市町村の合併の特例等に関する法律案の概要

1 合併特例区

合併後の一定期間（5 年以下）、1 又は 2 以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。

その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例示】

地域の公の施設の管理（集会所、コミュニティセンター等）、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理（里山、ブナ林等）

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、1 又は 2 以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、

合併関係市町村の協議で設置を決定。

特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。

住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

3 特例措置等

市町村建設計画は合併市町村基本計画と名称を変更し、所要の規定の整備を行う。

合併特例債は廃止する。

合併算定替については、現行法の合算特例期間10年を段階的に5年に短縮し、激変緩和期間は現行法と同様に5年とする。

人口3万人以上を有すれば、地方自治法の規定にかかわらず市となることができる特例は廃止する。

下記の特例措置は、現行の市町村の合併の特例に関する法律(以下「現行法」という。)と同内容。

- ア 市が新設合併後も市であること
- イ 議会の議員の定数及び在任並びに退職年金に関する特例
- ウ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- エ 職員の身分取扱い
- オ 一部事務組合等に関する特例(現行法改正による合併に伴う一部事務組合に関する手続きの簡素化を図る特例の拡充と同内容の特例を加えたもの)
- カ 地方税の不均一課税
- キ 合併補正、地方債の配慮
- ク 流域下水道に関する特例
- ケ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例
- コ 地域審議会

4 市町村の合併の推進に関する構想等

(1) 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

(2) 都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下「構想」という。)を定めるものとする。

構想においては、市町村の現況及び将来の見通し、構想対象市町村の組合せ等を定めることとする。

(3) 構想を定めるにあたって、あらかじめ、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴く。市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(4) 都道府県知事が、構想対象市町村に対し、地方自治法に基づき合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けた市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議し、議会が否決した場合等においては、

住民が有権者の6分の1以上の連署により又は市町村の長が住民投票の請求を行うことができる。住民投票により有効投票の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したものとみなす。

- (5) 合併協議会において、合併市町村の名称等により協議が調わないときに、合併協議会の委員の過半数の同意を得た申請に基づき、都道府県知事は市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができる。
- (6) 都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。都道府県知事は勧告を受けた市町村に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

5 補則・罰則

国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない等所要の規定を置く。

6 施行期日

この法律は平成17年4月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失う(5年間の限時法)。ただし、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに行われる市町村の合併については、現行法が適用される。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 合併特例区

(1) 市町村の合併の特例等に関する法律案と同内容((2)を除く。P 3 1 - 1 参照)。

(2) 特定合併市町村の特例(現行法にのみ規定)

特定合併市町村(平成11年7月16日から平成17年3月31日までに市町村の合併を行った市町村)は、その議会の議決を経て定款を定めることにより、一定期間(5年以下)、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができる。

2 地域自治区の特例

市町村の合併の特例等に関する法律案と同内容(P 3 1 - 2 参照)。

3 現行合併特例法の経過措置

平成17年3月31日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

4 一部事務組合等の特例の拡充

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間(最大6月)、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置を講じ、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担の軽減を図る。

5 施行期日

1、2は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。3は公布の日。4は公布の日から60日経過後の市町村合併について適用。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

- (1) 住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができる。(法人格は有しない。)

区の事務所 市町村の事務を分掌する。

地域協議会 地域の意見を取りまとめ行政に反映する。

ア 構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。

イ 権限

(ア) 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

(イ) (ア)のほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。

- (2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。

合併に際して、1又は2以上の旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称を冠する。

2 都道府県の自主的合併手続等の整備

- (1) 都道府県の自主的合併手続

都道府県の合併について、地方自治法第6条第1項の規定に加えて、関係都道府県の発意により行うことができるよう規定を整備する。

関係都道府県の申請(総務大臣経由)に基づき、内閣が決定する。

関係都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

内閣は、この決定を行う際に国会の承認を得ることとする。

合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

- (2) 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併手続

都道府県の境界にわたる市町村の新設合併を関係地方公共団体の発意により行うことができるよう規定を整備する。

関係市町村及び都道府県の申請に基づき、総務大臣が市町村の新設合併を定める。この場合、総務大臣は、申請に基づき、新設市町村の属すべき都道府県を定め、これに伴い都道府県の境界も変更することとする。

関係市町村及び都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

新設合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

3 条例による事務処理特例の拡充

市町村長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を処理することができるよう要請することができることとする。

都道府県知事は、この要請があったときは速やかに市町村長と協議を行わなければならないこととする。

4 収入役制度の改正

条例で収入役を置かないこととできる特例を政令で定める市（人口10万未満の市を想定）まで拡大する。

5 議会の定例会の招集回数の自由化

議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとする。

6 財務会計制度の改正

(1) 支出命令の簡素化

政令で定めるところにより一定の経費（公共料金のような債務の確定が容易に確認できる経費を想定）については、支出命令を簡素化し、例えば毎月行っていた支出命令等が年度ごとに一括して行えるよう措置する。

(2) 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約ができる対象に、これまでの電気・ガス・水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加え、政令で定める契約（OA機器のリース契約等を想定）を追加する。

7 施行期日

2は平成17年4月1日。その他は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

(参考) 合併特例法等の適用について

根拠法令	市町村の合併の特例に関する法律（現行法）	市町村の合併の特例に関する法律（現行法）一部改正案	市町村の合併の特例等に関する法律案（新法案）注1（施行期日）																																	
対象市町村	・平成17年3月31日までに合併した市町村	・平成17年3月31日までに合併した市町村 ・平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行った市町村。 施行期日：公布の日	・平成17年4月1日～平成22年3月31日までに合併した市町村																																	
地方交付税の算定の特例	特例期間：合併の行われた日の属する年度及びこれに続く10年度 <table border="1"> <tr><th>合併年度</th><th>期間</th><th>最終年度</th></tr> <tr><td>16年度</td><td>10年度間</td><td>26年度</td></tr> </table> ・激変緩和期間：5年度	合併年度	期間	最終年度	16年度	10年度間	26年度	・特例期間：同左 <table border="1"> <tr><th>合併年度</th><th>期間</th><th>最終年度</th></tr> <tr><td>16年度</td><td>10年度間</td><td>26年度</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>10年度間</td><td>27年度</td></tr> </table> ・激変緩和期間：同左	合併年度	期間	最終年度	16年度	10年度間	26年度	17年度	10年度間	27年度	・特例期間：段階的に短縮 <table border="1"> <tr><th>合併年度</th><th>期間</th><th>最終年度</th></tr> <tr><td>17年度</td><td>9年度間</td><td>26年度</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>9年度間</td><td>27年度</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>7年度間</td><td>26年度</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>7年度間</td><td>27年度</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>5年度間</td><td>26年度</td></tr> </table> ・激変緩和期間：同左	合併年度	期間	最終年度	17年度	9年度間	26年度	18年度	9年度間	27年度	19年度	7年度間	26年度	20年度	7年度間	27年度	21年度	5年度間	26年度
合併年度	期間	最終年度																																		
16年度	10年度間	26年度																																		
合併年度	期間	最終年度																																		
16年度	10年度間	26年度																																		
17年度	10年度間	27年度																																		
合併年度	期間	最終年度																																		
17年度	9年度間	26年度																																		
18年度	9年度間	27年度																																		
19年度	7年度間	26年度																																		
20年度	7年度間	27年度																																		
21年度	5年度間	26年度																																		
合併特例債	・対象事業費の95%が起債可能 ・元利償還金の70%を交付税措置	同左	廃止																																	
地域自治区		市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域住民の意見を反映させつつこれを処理する組織で、法人格を有しない。（地方自治法で規定 注2（施行期日）） ・地域協議会 地域の意見をとりまとめ行政に反映 構成員（市町村長が選任、任期4年以内、無報酬とできる） ・区の事務所 市町村の事務を分掌 <table border="1"> <tr><th></th><th>地方自治法</th><th>特例</th><th>注2（施行期日）</th></tr> <tr><td>手続</td><td>条例</td><td>関係市町村の協議</td><td></td></tr> <tr><td>長</td><td>事務所の長</td><td>区長（合併市町村の長が選任、任期：2年以内 特別職）</td><td></td></tr> <tr><td>住所表示</td><td></td><td>地域自治区の名称を冠する</td><td></td></tr> </table>		地方自治法	特例	注2（施行期日）	手続	条例	関係市町村の協議		長	事務所の長	区長（合併市町村の長が選任、任期：2年以内 特別職）		住所表示		地域自治区の名称を冠する		同左																	
	地方自治法	特例	注2（施行期日）																																	
手続	条例	関係市町村の協議																																		
長	事務所の長	区長（合併市町村の長が選任、任期：2年以内 特別職）																																		
住所表示		地域自治区の名称を冠する																																		
合併特例区		合併関係市町村の協議により、旧市町村単位に法人格を有する区を一定期間（5年以下）設置できる。 注2（施行期日） 注3（特例） ・区長（合併市町村の長が選任、任期2年以内、特別職） ・合併特例区協議会（予算は、協議会の同意を要する。規約で定める重要事項を実施する場合は、協議会の意見を聴かなければならない。） 構成員（合併市町村の長が選任、任期2年以内、無報酬とできる） ・課税権、起債権はない。 ・住所表示には、合併特例区の名称を冠する。	同左																																	
地域審議会	・合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認められる事項につき合併市町村の長に意見を述べる。 ・組織及び運営に必要な事項については、合併市町村の協議により定める。	同左	同左																																	

注1：施行期日は、平成17年4月1日 注2：施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

注3：平成11年7月16日から平成17年3月31日までに合併した市町村（特定合併市町村）は、議会の議決を経て設置できる。